

**香川県条例第15号**

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(占用料及び使用料) 第9条 略					(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占有し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。 2 略				
別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料					別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料				
種別	区 分	単 位	金 額	備 考	種別	区 分	単 位	金 額	備 考
1～9 略					1～9 略				
10 旅客 施設使 用料	略 会議室	1室につき 午前9時から午後9時 まで	11,700		10 旅客 施設使 用料	略 会議室			
		1室につき 午前9時から午後5時 まで	8,200						
		1室につき 午後1時から午後9時 まで	8,200						
	1室につき 午前9時から正午まで	略		1室につき 午前9時から正午まで		3,500			

		1室につき 午後1時から午後5時 まで	略	
		1室につき 午後6時から午後9時 まで	3,500	
	略			
11 略				

備考 略  
2～4 略

		1室につき 午後1時から午後5時 まで	4,700	
		1室につき 午前9時から午後5時 まで	8,200	
	略			
11 略				

備考 略  
2～4 略

附 則  
この条例は、平成23年5月1日から施行する。